

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 発生品の受入価格について規定の整備を行います。
- 2 固定資産の減価償却の開始時期を、原則として当該資産を取得した年度の翌年度からとします。
- 3 入札制度の改正に伴い、所要の改正を行います。
- 4 その他必要な規定の整備を行います。
- 5 この規程は、平成26年4月1日から施行します。